

第4期 台東区障害福祉計画中間のまとめ

パブリックコメントについて

1 実施結果

- (1) 実施機関 平成26年12月15日から平成27年1月9日まで
(2) 周知方法 区公式ホームページ 及び 広報たいとう12月20日号で周知
(3) 閲覧場所 区公式ホームページ 及び 区役所、保健所、松が谷福祉会館、
社会福祉協議会、生涯学習センター、各区民事務所等の窓口

(4) 意見数 **6名 32件**

(提出方法の内訳)

区公式ホームページ 4名、郵送 1名、ファクシミリ 1名

(意見の分類)

- ① 相談支援に関する事象 5件
(基幹相談支援センター1件、相談支援事業所2件、計画相談支援見込み量1件、
安心生活支援事業1件)
- ② 在宅サービスに関する事象 6件
(医療的ケア1件、移動・通学支援3件、支給決定1件、新たなサービス1件)
- ③ 権利擁護に関する事象 1件
(虐待防止1件)
- ④ 障害児の支援に関する事象 3件
(巡回訪問1件、サービスの拡大1件、療育1件)
- ⑤ 就労支援に関する事象 1件
(福祉的就労1件)
- ⑥ 居住の場・日中活動の場に関する事象 9件
(グループホーム等6件、日中活動の場3件)
- ⑦ マンパワーの確保に関する事象 1件
(ガイドヘルパー1件)
- ⑧ 防災対策に関する事象 3件
(避難行動要支援者対策3件)
- ⑨ こころのバリアフリーに関する事象 2件
(ボランティア活動1件、障害者団体支援1件)
- ⑩ 計画全般に関する事象 1件

(5) 意見と区の考え方等

意見(要旨)		区の考え方等
相談支援	指定特定相談支援事業所のバックアップやまとめ役として基幹相談支援センターの整備が重要だと思う。	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを整備して参ります(P58)。
相談支援	サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の役割が大きくなると考えるが、指定特定相談支援事業所の見込み数は横ばいである。指定特定相談支援事業所を増やす必要があると思う。また、相談支援事業所が成り立つ支援も必要だと思う。	障害者相談支援事業の実施箇所数(見込み)は、区の直営の相談窓口や委託している相談支援事業所や地域生活支援センターが該当し、法人自主事業として実施している指定特定相談支援事業所は含まれておりません(P121)。
相談支援	相談支援専門員が利用者の立場に立ったサービスの利用計画を立てるためには、質の向上・体制の整備等が求められている。相談事業所がより安定的に長期的に運営できる経営基盤の充実をしてほしい。	相談支援事業者に対しては、研修や情報提供などの支援を行っておりますが、その他の支援については今後の検討課題として参りません(P61)。
相談支援	計画相談支援の平成27~29年度の数値見込み量が109人となっているが、平成27年度より障害福祉サービス等を利用する場合には、サービス等利用計画を導入することが義務づけられる状況の中で、見込み数が少ないのではないかと。	計画相談支援の利用人数(見込み)は、サービス等利用計画とモニタリングの年間延人数を12月で割った人数で算出しております。なお、セルフプランの人数は含んでおりません(P119)。
相談支援	「安心生活支援事業」は、どこで実施するのか。	平成24年度より社会福祉法人清峰会への委託にて実施しております(P61)。

意見(要旨)		区の考え方等
在宅	医療的ケアの必要な人、高齢化・重度化の進んだ障害者の施策をより進めてほしい。	医療的ケアの利用できる施設の充実を進めていくとともに、障害者の高齢化、重度化に伴うグループホームの整備検討や地域生活支援拠点等の整備を推進して参ります(P59, 65, 66)。
在宅	通学支援利用枠が仕事・病気の理由と限定されているため、スクールバスの利用ができない特別支援学校高等部の生徒で、一人通学が困難な生徒がいる。通学支援利用枠の拡大をしてほしい。	東京都の規程では、重度・重複学級等の在籍生徒で一人通学が困難な生徒は、協議の上で一人通学が可能になる時期まで乗車することができると思われますので、特別支援学校へご相談いただきますようお願いいたします。
在宅	区の「移動・通学支援事業ガイドライン」を見直す場合には、利用者・家族・事業所の意見を聞いてほしい。	「移動・通学支援ガイドライン」については、今後、国や他の自治体等の動向を鑑みながら、現状の把握と今後の利用状況等を踏まえた上で検討して参ります。
在宅	スポーツや音楽の習い事などにもヘルパーの派遣を認めてほしい。	スポーツや音楽の習い事については、学校からの帰宅後、自宅からの送迎に限り移動支援を利用することができます。なお、到着後は習い事先のスタッフの対応となるため、到着後の付き添いでの利用はできません。
在宅	自立生活を目指している障害者に必要なヘルパーの時間の支給をしてほしい。	障害のある方がその有する能力及び適性に応じて、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を今後も適切に行って参ります。
在宅	自宅での見守りなどのサービスを検討してほしい。	居宅介護サービスでの見守りについては、現在の障害者総合支援法上のサービスとして想定されておりませんが、今後の検討課題として認識しております。
権利擁護	当事者への障害者虐待防止法の啓発の機会を充実してほしい。	障害者週間に合わせて障害者虐待防止の講演会を実施しております(P72)。その他の啓発方法についても、今後検討して参ります。

意見(要旨)		区の考え方等
障害児	「乳幼児期の支援」において、巡回訪問のニーズが非常に高いとあるが、障害福祉サービス等の見込み量では平成27～29年度の保育所等訪問支援の見込数3人となっている。ニーズが高いならば見込み量も増やしたほうがいいのか。	巡回訪問については、松が谷福祉会館で独自に実施しているものです(P76)。 障害福祉サービス等の見込み量における「保育所等訪問支援」は、巡回訪問とは異なり、保護者からの要請により実施する児童福祉法上のサービスであり、区内の実施事業所はなく、利用実績も少ないため、この見込み量となっております(P119)。
障害児	放課後対策事業や放課後等デイサービスの充実を感じているが、両親の就労のため、お迎えの時間が間に合わないという方がいる。夜間の時間帯へのサービスの拡大をしてほしい。	放課後等デイサービスの夜間の時間帯におけるサービス拡大については、受入れ事業所の課題ですが、今後、国や他の自治体等の動向を注視し、事業所と検討して参ります。
障害児	療育を受ける際に、待機となったり、希望する回数に対して受けられる回数が少ないと聞いているが、実情を教えてください。	近年、療育を必要とする子どもが増加しており、定期的に療育指導を行うグループに入れない場合もございますが、その際には、月1～2回程度の個別指導、発達評価、言語評価等で対応しております。今後は、機能の充実や体制の整備など相談支援のあり方について、方針を策定し療育の充実を図ります(P75)。
就労	福祉的就労をしている人たちも一般就労にチャレンジできる仕組みづくりや失敗してもやり直せる支援体制が必要だと思う。	就労トレーニング事業などを通じて就労意欲の向上を図り、一般就労に向けた支援を行うとともに、福祉的就労をしている方たちが通所する就労継続支援事業所と連携し、再チャレンジできる支援体制を検討して参ります(P82, 83, 85)。
居住・日中	今後も、今まで同様に知的障害者グループホームの整備をしてほしい。	引き続き、知的障害者グループホームの整備を推進して参ります(P88)。
居住・日中	知的障害者グループホームについては、第3期の数値目標を達成できていないので、本計画で実現させてほしい。また、グループホーム設立にあたり、建物についての基準(建築基準法や消防法など)の緩和策などを検討して、設立しやすい環境をつくってほしい。	第3期計画(24年度～26年度)の未達成分も含め、整備を推進して参ります(P88)。 グループホーム設置にかかる基準の緩和策につきましては、安全等を確保するため、法令を遵守しながら整備を進めて参ります。

意見(要旨)		区の考え方等
居住・日中	障害者の高齢化や重度化に対応するグループホームも計画してほしい。	現在のグループホーム利用状況や施設の老朽化等の状況を踏まえて、今後の取り組みの方向性を検討して参ります(P88)。
居住・日中	身体障害者福祉ホーム「FROM千束」の運営方法の見直しが挙げられているが、今後重度身体障害者グループホームの整備が難しい現状を考えると、「FROM千束」の利用者をより重度化の方向で進めてほしい。また、中軽度身体障害者で知的障害がある人たちのグループホームの整備をしてほしい。	「FROM千束」の利用方法については、今後検討して参ります。重複障害者のグループホームについては、障害者の高齢化、重度化に伴うグループホームの整備検討と併せて検討して参ります(P88)。
居住・日中	身体障害者グループホームの設置をしてほしい。	現在、身体障害者グループホームは、2箇所整備されておりますが、1箇所は男性用、1箇所は男女兼用です。身体障害者の住まいの場については、「FROM千束」を利用しやすくするための運営方法の見直しや重度身体障害者の利用など国の動向等を踏まえながら総合的に検討して参ります(P88)。
居住・日中	女性用の身体障害者グループホームの整備をしてほしい。	
居住・日中	現在、生活介護などの日中活動の場が不足しているが、生活介護、就労継続支援B型だけでなく地域活動支援センターなども含めた多様な日中活動の場が必要だと思う。	生活介護事業所や就労継続支援B型事業所の整備を推進して参ります(P90)。その他日中活動の場の整備についても、現状を確認するとともに、今後の取り組みの方向性を検討して参ります。
居住・日中	家族が松が谷福祉会館5階の生活介護に通所しているが、車イスを使用しているため低層階に移動できないか。部屋も狭くて使いづらい。松が谷福祉会館を別のところに建て替えてほしい。	松が谷福祉会館の障害者デイサービスの利用者は重度身体障害者が多く、災害発生時の避難対策を考えますと、低層階でのサービス実施が好ましいと考えます。しかしながら、現況では会館の1・2階は、会館事務所及びこども療育室が使用しており、早急な大規模改修は困難と考えます。 災害発生時の避難対策につきましては、これからも安全性の高い避難方法を考えるとともに、今後、レイアウト変更等の際には、障害者デイサービスの低層階への移動を検討して参ります。

意見(要旨)		区の考え方等
居住・日中	障害児(者)がいつでも気軽に誰でも集える施設が少ない。天候が悪い時でも室内で過ごせ、障害児(者)が周りの目を気にせず、のびのびと活動できる場がほしい。	今後の障害福祉施策の推進にあたり、参考にさせていただきます。一時的に見守りなどの支援が必要な場合には、「日中一時支援」のサービスが利用可能となっております。
マンパワー	ガイドヘルパーの報酬単価の見直しをしてほしい。	現在、ガイドヘルパー確保のため、区独自の養成研修を実施しています(P92)。「移動支援」「通学支援」の報酬単価については、適切な事業運営のため今後検討して参ります。
防災	防災対策については、いざという時の実態に即した「避難行動要支援者対策」を充実させてほしい。	関係機関と連携して、避難行動要支援者の個別計画の策定を推進して参ります(P97)。また、障害者の防災訓練への参加促進や、避難行動要支援者の避難を支援する訓練の実施など障害者が地域に関わりを持つための支援を進め、共助の仕組みづくりを支援します(P97)。
防災	計画では震災対策についての力点が弱く感じます。安否確認にとどまらない、生命の危機が生じたときの避難の流れ、障害特性により一般の避難所対応の難しい障害者の避難所問題など、具体的に防災担当課と速やかに検討立案してほしい。	関係機関と連携して、避難行動要支援者の個別計画の策定を推進して参ります(P97)。また、通常の避難所での対応が難しい方への対応として、二次避難所(福祉避難所)の指定が特別養護老人ホームや松が谷福祉会館など10か所を設定しております。今後は二次避難所の運用部分について、検討を進めて参ります。
防災	障害者に配慮した避難所の確保をしてほしい。また、障害者の要援護者名簿への登録を実施してほしい。	通常の避難所での対応が難しい方への対応として、二次避難所(福祉避難所)の指定が特別養護老人ホームや松が谷福祉会館など10か所を設定しております。今後は二次避難所の運用部分について、検討を進めて参ります。 また、一定要件を満たす障害者は、災害時要援護者として災害時要援護者名簿(避難行動要支援者名簿[新呼称])への登録を行っておりますが、要件を満たさなくても希望すれば名簿への登録は可能となっております(P97)。

意見(要旨)		区の考え方等
こころのバリアフリー	ボランティア活動への積極的な参加を推進してほしい。社会福祉協議会のホームページは、業務内容ごとのボランティア募集情報となっている。ボランティアを募集している団体の一覧のページを作成するなど、ホームページの充実をしてほしい。	ホームページの充実は、ボランティアの参加促進に有効な手段と考えられますので、社会福祉協議会と連携して閲覧しやすい方法を検討して参ります。
バリアフリーのこころ	障害者団体等による自主的な活動の支援を今後も拡大、推進をしてほしい。	障害者団体の自主活動に対する支援は、今後も団体と相談しながら進めて参ります(P104)。
計画全般	台東区の障害者福祉は永年にわたって民間活力と行政施策との協働関係の中で、積み上げてきたものと評価している。計画を推進していくには、難しい局面もあるが、障害を持つ人たちの幸せを目指してできるところから取り組んでほしい。	障害者福祉施策推進協議会や障害者地域自立支援協議会を中心として、区内関係団体等からのご意見をいただきながら、様々な視点から検討を行い、推進して参ります。

※ () 内のページ番号は、第4期台東区障害福祉計画のページ番号に対応。